

## 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和41年御杖村規則第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「100分の106以上100分の170以下」を「100分の121.5以上100分の205以下」に改め、同項第2号中「100分の94以上100分の106未満」を「100分の110以上100分の121.5未満」に改め、同項第3号中「100分の85」を「100分の98.5以上100分の110未満」に改め、同項第4号中「100分の85未満」を「100分の90以下」に改める。

第18条の2第1項第1号中「100分の40超」を「100分の50.25以上」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の46.75以上100分の50.25未満」に改め、同項第3号中「100分の40未満」を「100分の44.75以下」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。